

報 告 書

令和5年度 子ども相談所の運営に関する評価・検証

1 はじめに

(1) 子ども相談所の評価・検証の目的

子ども相談所の運営について、児童福祉や法律、医療などに関して専門知識を有する委員が評価・検証することにより、子ども相談所における子どもや家族への関わりをより高度なものとし、子ども虐待をはじめとする諸問題の未然防止、早期発見及び適切な対応に資するため、児童福祉法第12条7項の規定及び、「児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、堺市社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども虐待検証部会において実施するものである。

(2) 評価・検証の対象

子ども相談所は、『家庭支援課』・『虐待対策課』・『育成相談課』・『一時保護所』の4課体制であるが、毎年度2課を評価・検証の対象とし、各課について隔年ごとに評価・検証を行ってきた。今回は『家庭支援課』と『虐待対策課』を対象とした。なお、『一時保護所』については、令和4年度から独自で第三者評価を実施することに変更した。

(3) 実施内容及び手順

- ① 子ども相談所職員による業務ごとの自己点検票の作成
(事前に業務ごとに設定した自己点検項目に基づくチェック)
- ② 自己点検票に基づき、委員による子ども相談所へのヒアリングを実施
(令和6年2月9日)
- ③ 委員による評価・検証
(令和6年2月20日)

2 評価・検証結果

虐待対策課・家庭支援課 共通事項について

【現 状】 (トラウマを抱えている児童への専門的対応)

- ・児童養護施設に入所している大半の児童に虐待歴があり、施設で不適応行動を起こすことも多く、その対応のため児童心理司や児童福祉司が施設に通う場面も多くなってきている。
- ・また、児童養護施設ではトラウマを抱えている児童が大半を占めることから、児童が徐々に不適応を起こし対応が困難となり、施設が児童の受け入れを一時的に停止することを要望されることがあり、入所や一時保護委託が難しくなっている。

- ・ 通告後の対応では、家庭養育が可能な場合が多く、在宅支援を優先しながら家庭訪問を行っている。施設から家庭復帰した場合も家庭訪問を実施しているため支援の頻度が増えてきている。

【意見】

- ・ 心理的ケアを必要とする社会的養護の児童が年々増えており、また、在宅指導が増加している現状からみても、児童福祉司や児童心理司の業務は年々増えている。
- ・ そのような中で、児童養護施設での養育の負担や児童福祉司及び児童心理司の関わりが大きくなってきていることから、児童心理治療施設を整備し社会的養護の受け皿の基盤を強化すべきである。

【現状】（人材育成及びSVの増員）

- ・ 子ども相談所の職員には高いレベルの対応スキルが求められるが、体制強化のための急激な人員増により、経験年数の少ない若い職員の育成や指導を担うスーパーバイザーの負担が増大している。
- ・ スーパーバイザーを担う職員の育成と確保が必要となっており、専任で配置したいところであるが、一部出来ていない現状がある。

【意見】

- ・ 専門性を蓄積するために、子ども相談所を希望する者には、できるだけ長く経験が積めるような仕組み（インセンティブ等）を考えるべきである。

【現状】（民間活力の導入）

- ・ 子ども相談所は専門的な知識を必要とする相談に応じ、立入調査、一時保護、入所措置等の法的対応を行う機関で、その相談内容は虐待・障害・非行・不登校等、多岐にわたっている。
- ・ 虐待等に関する法律が改正されていく中、更に子ども相談所の事務処理が増えている。また、保護者対応も難しくなっている。

【意見】

- ・ 家庭引取りや地域支援に繋げていくための支援の一部については、現在、民間支援を活用しているが、さらに民間の社会資源を開拓することで地域への引取りを強化してはどうか。
- ・ 基本的な方法として、「介入」の部分は命に関わることでもあり時間も労力も投入し、「支援」の部分で民間にできることは積極的に委託してはどうか。

【現 状】 （子ども相談所の運営体制）

- ・家庭支援課が三国ヶ丘庁舎（子ども相談所分室）へ移転した令和3年度以降、さまざまなツールを活用し、情報共有や意見交換等を行ってきたが、細かい情報やニュアンスを共有することには限界がある。

【意 見】

- ・所内の課組織が同一の場所でない状態は、業務上の様々な支障が生じ、そのことで子どもや家庭への支援に影響することも懸念されるため、引き続き、課題解決に向けて検討し、必要な取組を進めてもらいたい。

3 子ども虐待検証部会委員名簿

委員名	所属等	
才村 純	東京通信大学 名誉教授	部会長
石田 文三	いぶき法律事務所 弁護士	
坂本 晴子	大阪赤十字病院 新生児・未熟児科副部長 医師	
松島 章晃	杏和会 阪南病院副院長 精神科医	
八木 安理子	同志社大学 心理学部 客員教授	

○ 令和5年度 子ども相談所運営評価・検証【非公開】

- ・第1回 令和6年2月9日（金）14時～16時
堺市役所 高層館20階 第1特別会議室
- ・第2回 令和6年2月20日（火）14時～16時
堺市役所 高層館20階 第1特別会議室